

東京都千代田区霞が関3-1-1 平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

第一表

(平成二十六年分以降用)

納管 事績 事業 住民 資産 総合 分離 検算 通信日付印 年月日 一連番号

Header information including address (〒100-0013), name (投資 太郎), birth date (3/59/03/27), and phone number (090-1234-5678).

Special agricultural income table with columns for category, amount, and special provisions.

Income table (収入金額等) with columns for category (e.g., 営業等, 農業, 不動産), amount, and special provisions.

Income table (所得金額) with columns for category (e.g., 営業等, 農業, 不動産), amount, and special provisions.

Income table (所得から差し引かれる金額) with columns for category (e.g., 雑損控除, 医療費控除), amount, and special provisions.

Tax calculation table (税金の計算) with columns for category (e.g., 課税される所得金額, 上の(26)に対する税額), amount, and special provisions.

Other table (その他) with columns for category (e.g., 配偶者の合計所得金額, 専従者給与), amount, and special provisions.

Payment and extension table (還付される税金の所) with columns for category (e.g., 延納届出額), amount, and special provisions.

Tax agent information box (税理士署名押印) including name, seal, and phone number.

Administrative table (整理欄) with columns for category (e.g., 区分異動管理), amount, and special provisions.

平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

添付書類台紙

住所 (又事業所 事務所 居所など)	東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1	フリガナ 氏名	トウシ タロウ 投資 太郎

の り し ろ
源泉徴収票

の り し ろ
社会保険料控除関係書類
小規模企業共済等掛金

の り し ろ
生命保険料控除関係書類

の り し ろ
地震保険料控除関係書類

の り し ろ
寄附金控除関係書類

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限りま

す。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要がありま

す（源泉徴収票は添付が必要です。）。

書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を から

の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

この台紙からはみ出さないように貼ってください。

医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。

から 以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

番号

FA0074

東京都千代田区霞が関3-1-1
住所
フリガナ トウシ タロウ
氏名 投資 太郎

所得から差し引かれる金額に関する事項

10 雑損控除
11 医療費控除
12 社会保険料控除
13 小規模企業共済等掛金控除
14 生命保険料控除
15 地震保険料控除
16 寄附金控除
17 寡婦(寡夫)控除
18 勤労学生控除
19 配偶者特別控除
20 扶養控除額の合計

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

特例適用条文等

Blank box for special provisions.

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等, 差引金額

事業専従者に関する事項

Table with 4 columns: 氏名, 続柄, 従事月数・程度, 専従者給与(控除)額

住民税・事業税に関する事項

Table for Resident Tax and Business Tax with columns for family name, birth date, and residence.

Table for Resident Tax special provisions with columns for special provisions, tax amount, and company transfer.

Table for Business Tax with columns for non-tax income, business start/end, and location.

Table for Business Tax with columns for company transfer, business name, and address.

第二表(平成二十六年分以降適用)第一表と一緒に提出してください。

源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など、厚生書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

一連番号

平成 26 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 (分離課税用)

第三表

(平成二十五年分以降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

住所 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
 フリ氏名 トウシ タロウ 投資 太郎

番号 _____ 一連番号 _____

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文	所法	措法	震法	条	項	号
				37	12	2
				条の		項
				条の		項
				条の		項

国税庁HP(2015:09:15;10:48:07.7T) (単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	シ	
		短期譲渡	軽減分	ス	
		長期譲渡	一般分	セ	
			特定分	ソ	
		長期譲渡	軽減分	タ	
			株式等の譲渡	未公開分	チ
		株式等の譲渡	上場分	ツ	1000000
			上場株式等の配当	テ	200000
		先物取引	ト		
		山林	山林	ナ	
退職	ニ				
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	59	
		短期譲渡	軽減分	60	
		長期譲渡	一般分	61	
			特定分	62	
		長期譲渡	軽減分	63	
			株式等の譲渡	未公開分	64
		株式等の譲渡	上場分	65	-300000
			上場株式等の配当	66	0
		先物取引	67		
		山林	68		
退職	69				
税金の計算	総合課税の合計額	9	3117600		
	所得から差し引かれる金額	25	924148		
	課税される所得金額	9 対応分	70	2193000	
		59 60 対応分	71	000	
		61 62 63 対応分	72	000	
		64 65 対応分	73	000	
		66 対応分	74	000	
		67 対応分	75	000	
		68 対応分	76	000	
		69 対応分	77	000	

税金の計算	税額	70 対応分	78	121800
		71 対応分	79	
		72 対応分	80	
		73 対応分	81	
		74 対応分	82	0
		75 対応分	83	
		76 対応分	84	
		77 対応分	85	
		78 から 85 までの合計	86	121800
		その他	株式等	77
株式等	78		300000	
配当	79			
先物取引	80			

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合計	92	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
付表のとおり	200,000 円		200,000 円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

AD BE CF

整理欄 1 申告等年月日 _____

取得期限 _____ 通算 _____ 特例期間 _____

資産 _____ 入力 _____ 申告区分 _____

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用

受付印

住所 (又は事業所、居所など)	東京都千代田区霞が関3-1-1	フリガナ 氏名	トウシ タロウ 投資 太郎
--------------------	-----------------	------------	------------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の特例課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額(以下「分離課税配当所得金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

(赤字の金額は、 を付けずに書きます。2面の2も同じです。)

○ 「株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の金額の合計額)	500,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の金額)	500,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (の金額と の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	500,000

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
SBI証券	200,000 円	0 円
合 計 額	① 申告書第三表 へ 200,000	② 0
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 (①-②)(赤字の場合には0と書いてください。)		200,000

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (-) (の金額 の金額の場合には0と書いてください。) ((2)の記載がない場合には、 の金額を移記してください。)	をつけて、申告書第三表 へ 300,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (-) (の金額 の金額の場合には0と書いてください。) ((1)の記載がない場合には、 の金額を移記してください。)	申告書第三表 へ 0

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2面(確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分 (1)	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額 (2)	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (3)	本年分で差し引くことのできなかつた上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成23年分)	Ⓐ (前年分の付表の 金額) 円	Ⓓ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 Ⓔ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	(③ - ⑤ - ⑥) 円
本年の2年前分 (平成24年分)	Ⓑ (前年分の付表の 金額)	Ⓕ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) Ⓖ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の前年分 (平成25年分)	Ⓒ (前年分の付表の 金額)	Ⓖ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) Ⓗ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (Ⓓ+Ⓔ+Ⓖ)		株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 ^⑫ へ	申告書第三表 ^⑧ へ (4) 円 300,000
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (Ⓔ+Ⓖ+Ⓗ)		申告書第三表 ^⑨ へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (+ +)			

(注) 1面の欄及び2面の欄、欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

- 平成26年分の申告では、「本年の3年前分」は平成23年分、「本年の2年前分」は平成24年分、「本年の前年分」は平成25年分になります(平成22年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成26年分から控除することはできません。)
- 平成26年分の申告では、平成25年分の申告の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の各欄の金額を移記します。
- 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の 金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。
- 平成23年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成26年分で差し引くことのできなかつた上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成27年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額 () (-)	申告書第三表 ^⑭ へ 円 0
---	------------------------------

欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の^⑮欄の金額が同 欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成26年分】

番号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	東京都千代田区霞が関3-1-1		フリガナ 氏名	トウシ タロウ 投資 太郎
電話番号 (連絡先)	090-1234-5678	職業 会社員	関与税理士名 (電話)	()

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		未公開分	上場分
収入金額	譲渡による収入金額	円	1,000,000 円
	その他の収入		
	小計(+)	申告書第三表㉜へ	申告書第三表㉝へ 1,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)		1,500,000
	譲渡のための委託手数料		
	小計(からまでの計)		1,500,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(1) (を付けないで書いてください。)			
差引金額(- -)		()	(-500,000 -500,000)
特定投資株式の取得に要した金額の控除(2) (欄が赤字の場合は0と書いてください。)			
所得金額(-) (赤字の場合はを付けて書いてください。)		申告書第三表㉞へ	黒字の場合は申告書第三表㉟へ -500,000
本年分で差し引く株式等に 係る繰越損失の金額(3)		申告書第三表㉟へ	申告書第三表㉟へ
繰越控除後の所得金額(4) (-)		申告書第三表㊱へ	申告書第三表㊱へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文

措法 37 条の12の2

措法 条の

1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

2 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、欄の金額を限度として控除します。

3 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の2の欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、欄の金額を限度として控除します。

4 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉞欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄

(平成26年分以降用)

「上場分」の欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2面(計算明細書)

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	SBI 証券会社 銀行 ()	円 1,000,000	円 1,500,000	円 -500,000	円 0
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
合計(上場分(特定口座))		1面 ^ 1,000,000	1面 ^ 1,500,000	-500,000	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 0

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取年月日
未公開分 ・ 上場分	・ ・		株 (口)		円	円	円	・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
合計	未公開分				1面 ^	1面 ^	1面 ^	
	上場分(一般口座)				1面 ^	1面 ^	1面 ^	

平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
フリガナ トウシ タロウ
氏名 投資 太郎
性別 男 職業 社員 屋号・雅号 世帯主の氏名 投資 太郎 世帯主との続柄 本人
平成27年1月1日の住所 同上 生年月日 3 5 9 . 0 3 . 2 7 電話番号 自 宅・勤務先・携 帯 090-1234-5678
国税庁HP(2015.09.15;10:48:07.7T) 種類 青色 分離 損失 修正 特農の特農 番号 翌年以降 送付 不要

収入金額等 (単位は円)

事業等	ア							
業	イ							
不動産	ウ							
利子	エ							
配当	オ							
給与	カ	4	5	7	4	4	3	7
雑	キ							
公的年金等	ク							
その他	ケ							
総合譲渡	コ							
短期	カ							
長期	ク							
一時	カ							

所得金額

事業等								
業								
不動産								
利子								
配当								
給与	区分							
雑								
総合譲渡・一時								
合計		3	1	1	7	6	0	0

所得から差し引かれる金額

雑損控除									
医療費控除									
社会保険料控除		5	4	4	1	4	8		
小規模企業共済等掛金控除									
生命保険料控除									
地震保険料控除									
寄附金控除									
寡婦、寡夫控除				0	0	0	0		
勤労学生、障害者控除				0	0	0	0		
配偶者(特別)控除	区分			0	0	0	0		
扶養控除	23			0	0	0	0		
基礎控除	24			3	8	0	0	0	
合計	25			9	2	4	1	4	8

税金の計算

課税される所得金額 (9)-(25)又は第三表	26				0	0	0		
上の(26)に対する税額又は第三表(26)	27			1	2	1	8	0	0
配当控除	28								
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	29								
政党等寄附金等特別控除	30								
住宅耐震改修特別控除	31-33								
住宅特定改修 認定住宅新築等特別税額控除	34-37								
差引所得税額 (27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)-(33)-(34)-(35)-(36)-(37)	38			1	2	1	8	0	0
災害減免額	39								
再差引所得税額 (基準所得税額) (38)-(39)	40			1	2	1	8	0	0
復興特別所得税額 (40) x 2.1%	41					2	5	5	7
所得税及び復興特別所得税の額 (40) + (41)	42			1	2	4	3	5	7
外国税額控除	区分								
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (42)-(43)	44			1	2	4	3	0	0
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (44)-(45)	45							0	
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)	46								
所得税及び復興特別所得税の納める税金 (45)-(46)	47							0	0
第3期分の税額	48								
還付される税金									

その他の

配偶者の合計所得金額	49								
専従者給与(控除)額の合計額	50								
青色申告特別控除額	51								
補所得一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	52							0	
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	53								
本年分で差し引く繰越損失額	54								
平均課税対象金額	55								
変動・臨時所得金額	区分								

延届納の出

申告期限までに納付する金額	57							0	0	
延届届出額	58							0	0	0

還付される税金の受取場所

銀行 金庫・組合 農協・漁協										
本店・支店 出張所 本所・支所										
郵便局名等										
預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄						
口座番号										
記号番号										

第一表 この用紙は控用です。 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

税理士 署名押印 電話番号
税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

收受事実を確認されたい方は、收受日付印を押しますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)。 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。 この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B



東京都千代田区霞が関3-1-1

住所 1
フリガナ トウシ タロウ
氏名 投資 太郎

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table for tax deductions including disaster damage (雑損控除), medical expenses (医療費控除), social insurance (社会保険料控除), life insurance (生命保険料控除), earthquake (地震保険料控除), and spouse (配偶者) and dependent (扶養) deductions.

第二表 この用紙は控用です。

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table showing income breakdown by type (e.g., dividends, salary, stock transfers) and source tax amounts.

特例適用条文等

Blank box for special provisions.

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得、譲渡所得、一時所得に関する事項

Table for miscellaneous income, dividends, capital gains, and one-time income.

事業専従者に関する事項

Table for business dependents including names, birth dates, and work details.

住民税・事業税に関する事項

Tables for resident tax (住民税) and business tax (事業税) details.

(控)

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用

受付印

住所 (又は事業所、事務所、居所など)	東京都千代田区霞が関3-1-1	フリガナ 氏名	トウシ タロウ 投資 太郎
------------------------	-----------------	------------	------------------

この用紙は控え用です。

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の特例課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額(以下「分離課税配当所得金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

(赤字の金額は、 を付けなくて書きます。2面の2も同じです。)

○ 「株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の金額の合計額)	500,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の金額)	500,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (の金額と の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	500,000

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
SBI証券	200,000 円	0 円
合 計 額	申告書第三表へ a) 200,000	b) 0
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 (a-b)(赤字の場合には0と書いてください。)		200,000

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (-) (の金額 の金額の場合には0と書いてください。) ((2)の記載がない場合には、 の金額を移記してください。)	をつけて、申告書第三表へ 300,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (-) (の金額 の金額の場合には0と書いてください。) ((1)の記載がない場合には、 の金額を移記してください。)	申告書第三表へ 0

2面(確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分 (1)	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額 (2)	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (3)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成23年分)	A (前年分の付表の 金額) 円	D (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	/
		E (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の2年前分 (平成24年分)	B (前年分の付表の 金額)	F (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(B - F - G) 円
		G (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の前年分 (平成25年分)	C (前年分の付表の 金額)	H (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(C - H - I)
		I (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (D+F+H)		株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ	/
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (E+G+I)		申告書第三表⑳へ	/
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (+ +)			申告書第三表⑳へ (4) 円 300,000

(注) 1面の欄及び2面の欄、欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

○ この用紙は控え用です。

- 平成26年分の申告では、「本年の3年前分」は平成23年分、「本年の2年前分」は平成24年分、「本年の前年分」は平成25年分になります(平成22年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成26年分から控除することはできません。)
- 平成26年分の申告では、平成25年分の申告の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の各欄の金額を移記します。
- 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の 金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。
- 平成23年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成26年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成27年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額 () (-)	申告書第三表㉔へ 円 0
---	-----------------

欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉔欄の金額が同 欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成26年分】

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	東京都千代田区霞が関3-1-1		フリガナ 氏 名	トウシ タロウ 投資 太郎
電話番号 (連絡先)	090-1234-5678	職 業 会社員	関与税理士名 (電 話)	()

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額	円	1,000,000 ^円
	その他の収入		
	小 計(+)	申告書第三表⑤へ	申告書第三表⑥へ 1,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)		1,500,000
	譲渡のための委託手数料		
	小計(から までの計)		1,500,000
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(1) (を付けないで書いてください。)		
差引金額(- -)	()	(-500,000 -500,000)	
特定投資株式の取得に要した金額の控除(2) (欄が赤字の場合は0と書いてください。)			
所得金額(-) (赤字の場合は を付けて書いてください)	申告書第三表④へ	黒字の場合は申告書第三表⑥へ -500,000	
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(3)	申告書第三表⑧へ	申告書第三表⑧へ	
繰越控除後の所得金額(4) (-)	申告書第三表⑦へ	申告書第三表⑦へ	

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

- 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。
- 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、欄の金額を限度として控除します。
- 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の2の欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、欄の金額を限度として控除します。
- 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑤欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文

措法 37 条の12の2
措法 条の

整理欄

(平成26年分以降用)

この用紙は控え用です。「上場分」の欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2面(計算明細書)

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	SBI 証券会社 銀行 ()	円 1,000,000	円 1,500,000	円 -500,000	円 0
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
合計(上場分(特定口座))		1面 ^ 1,000,000	1面 ^ 1,500,000	-500,000	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 0

この用紙は控え用です。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取年月日
未公開分 ・ 上場分	・ ・		株 (口)		円	円	円	・ ・ (・・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・・)
合計	未公開分				1面 ^	1面 ^	1面 ^	
	上場分(一般口座)				1面 ^	1面 ^	1面 ^	

